

地 福 第 2095 号
令和6年10月29日

各障害福祉施設・事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」に対する協力について（依頼）

本県の地域福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、障害者や高齢者等、歩行困難者のために設けられた障害者等用駐車区画の適正利用を推進するため、本年11月から「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」を導入することとしました。

本制度は、障害者や高齢者等、歩行困難者に対してあらかじめ「利用証」を交付し、車両に掲示することで、当該区画を必要とする者を明確化し、利用しやすくするための制度であり、県又は制度実施市町村で利用証の交付を行います。

交付対象者は[別紙1]のとおりですが、御本人による申請手続きが困難であり、周囲のサポートが必要な場合などにおいては、施設や事業所の職員など日頃から身の回りの世話をしている方等に代理人として申請いただくことも可能としています。

また、代理すべき交付対象者が多い場合、複数枚の申請書を作成する必要が生じ、代理人の負担となる場合も考えられることから、[別紙2]のとおり「特例申請」（一括申請）の仕組みを設けています。

については、区画を必要とする方が利用証の交付を受けることができるよう、申請を希望される利用者等がいる場合には御協力くださるようお願いいたします。

なお、事業者自身が利用証の交付を受けることはできませんが、交付対象者が同乗している場合には、当該交付対象者に交付された利用証を使用いただくことが可能です。

※制度の詳細は県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

問合せ先
調整グループ 岩田
電話 045-210-4748（直通）